

平成二十九年政令第二百四十三号

公認心理師法施行令

内閣は、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三号第三号、第九号第一項、第三十五号（同法第三十七号第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十七号第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三号第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）
第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三号第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十二条の規定
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定
- 四 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の規定
- 五 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）の規定
- 六 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の規定
- 七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定
- 八 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の規定
- 九 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の規定
- 十 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の規定
- 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十三号）の規定
- 十二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の規定
- 十三 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）の規定
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）の規定
- 十五 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）の規定
- 十六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）の規定

十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定

十八 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定

十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）の規定

二十 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定

二十一 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定

二十二 国立大学法人法（平成十五年法律第二百一十号）の規定

二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定

二十四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の規定

二十五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の規定

二十六 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定

二十七 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定

二十八 民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の規定

二十九 自殺対策の総合的な効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）の規定

（受験手数料）
第二条 法第九号第一項の政令で定める受験手数料の額は、二万八千七百円とする。

第三条 法第三十五条（法第三十七号第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第三十条の公認心理師登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 三千円

二 登録証の再交付を受けようとする者 六千円

（登録の手数料）
第四条 法第三十七号第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 公認心理師の登録を受けようとする者 七千二百円

二 法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 三千円

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二号第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、三千円）

附則 抄
（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成二十九年九月十五日）から施行する。

附則 抄
（施行期日）
この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附則 抄
（施行期日）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和六年五月二日政令第一八三号）
この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。